

ばんなん賀 訪問介護及び介護予防訪問介護運営規程

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人白十字会が開設するばんなん賀 訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護と介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護の運営の方針)

第3条

- 1 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護支援事業所へ報告することとする。
- 3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 ばんなん賀 訪問介護事業所
- (2) 所在地 茨城県神栖市賀2149

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者		1		賀管理者と兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	1		
訪問介護員	介護福祉士	1		
	ヘルパー2級		2	

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ① 訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をする。
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

- (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

- ・ 訪問介護員は、常勤換算方法で2.5人以上を下回らないものとする。

- (4) 前項の他、必要に応じその他の職員を置くことが出来る。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。
- (3) 上記以外は、電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条

1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

- ①身体介護
- ②生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 介護予防訪問介護費(Ⅰ)・・・週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ)・・・週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)・・・週に2回を超えた場合

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の実施地域を越えたサービスを提供した場合、事業所を基点として走行距離に対して1km当たり50円(往復)を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して自前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神栖市、鹿嶋市、潮来市の区域とする。

(虐待等の禁止)

第10条 訪問介護員等は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- ① 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- ② 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- ③ 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ④ 脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- ⑤ 性的な嫌がらせをすること。
- ⑥ 当該利用者を無視すること。

(秘密の保持)

第11条

- 1 事業者は、業務上知りえた契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条

- 1 事業所は、訪問介護員に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後 3ヵ月以内
 - ②継続研修 年 2回
- 2 事業所は、訪問介護員に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 この規程の定める事項は、社会福祉法人白十字会理事会の承認に基づき定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとと

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の 家族
等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し
た場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は、平成19年2月1日から施行する。

平成21年4月1日第5条（職員の種類、員数及び職務の内容）変更
令和6年4月1日第13条（虐待の防止）追加